

御蔵島村不妊治療・不育症治療支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子供を望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、不妊治療又は不育症治療を受けるための費用を一部助成することにより、当該夫婦の経済的負担を軽減し、もって母子保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であること。
- (2) 夫婦のいずれもが村内に住所を有していること。
- (3) 次に掲げる法律の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 夫婦のいずれもが村税等を滞納していないこと。
- (5) 当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

(対象治療)

第3条 助成の対象となる治療は、次の各号に掲げるもの及び別表に定めるとおりとする。

(1) 不妊治療

不妊症の原因疾患に対して医療機関で行われる検査、薬物療法、手術療法等とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- イ 妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの
- ウ 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの

(2) 不育症治療

不育症の原因疾患に対して医療機関で行われる検査、薬物療法、手術療法等とする。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 治療費

前条に規定する助成対象となる治療に係る費用とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- ア 保険給付額
- イ 入院時の差額ベッド代、食事料、証明書等の文書料その他治療に直接関係のない費用
- ウ 国、都又はその他地方公共団体等からの助成額

(2) 通院費

前条に規定する助成対象となる治療を受けるために島外医療機関へ通院した際の交通費及び宿泊費とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- ア 治療を伴わない同行者の交通費及び宿泊費
- イ 航空路運賃の低廉化を目的とした村からの助成額

(助成金の額及び利用回数)

第5条 助成金の額及び利用回数は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関受診証明書（様式第2号）
- (2) 医療機関等が発行した領収書
- (3) 交通機関及び宿泊施設が発行した領収書
- (4) 医療保険証の写し
- (5) 国、都又はその他地方公共団体等からの助成を受けた場合は、当該助成金の額を確認することができる書類

2 前項の規定による申請は、治療が終了した日から起算して3月以内に行わなければならない。ただし、村長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(交付の決定等)

第7条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。

2 村長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、速やかに当該決定をした助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 村長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第5条関係）

種別	一般不妊治療	特定不妊治療	不育症治療
治療内容	<ul style="list-style-type: none">・不妊検査・タイミング法、人工授精等	<ul style="list-style-type: none">・体外受精、顕微授精等	<ul style="list-style-type: none">・不育症検査・リスク因子に応じた治療（不育症治療としての投与（アスピリン療法、ヘパリン療法等）、手術療法、着床前診断、カウンセリング等）
利用回数	<ul style="list-style-type: none">・1年度当たり各治療1回まで・通院費は1回の治療につき、交通費は往復10回まで、宿泊費は通算18泊まで		
助成額	治療費：1回につき100,000円まで 通院費：交通費は1往復につき20,000円まで 宿泊費は1泊につき5,000円まで		